

野田市市道に違法に存する工作物その他の物件に対する措置
規程を次のように定める。

令和4年12月28日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第5号

野田市市道に違法に存する工作物その他の物件に対する措置規程

(趣旨)

第1条 市道に違法に存する工作物その他の物件に対する道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第44条の3第1項に規定する違法放置等物件（以下単に「違法放置等物件」という。）に対する措置及び法第71条に規定する監督処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(措置命令書)

第2条 法第71条第1項の規定による命令は、措置命令書によるものとする。

(通告書)

第3条 法第44条の3の規定による違法放置等物件の除去等の通告は、通告書によるものとする。

(一覧簿)

第4条 法第44条の3第2項の規定により違法放置等物件を保管したときは、違法放置等物件一覧簿に記載するものとする。

2 前項の違法放置等物件一覧簿は、公衆の閲覧に供するものとする。

(公示の様式)

第5条 法第44条の3第3項の規定による公示は、違法放置等物件に関する公示の様式によるものとする。

附 則

この訓令は、令和5年2月1日から施行する。